

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

広島林産中市協同組合

平成19年12月

(社)全国林業改良普及協会

I. 広島林産中市協同組合の概要

1. 申請者名称 広島林産中市協同組合 理事長 鈴木 博
(所在地) 広島県山県郡安芸太田町大字穴 453-1
2. 認定事業体 広島林産中市協同組合
3. 事業内容・業種 原木市場

4. 沿革・概要

広島林産中市協同組合は、広島県西部地区の素材生産業者で組織する協同組合営の原木市場である。昭和 51 年に開設され、集荷エリアは広島県北西部で、スギ・マツ・ヒノキを中心とした地域材を主体に扱っている。

定例市は、月 3 回(8 のつく日) 開かれ、年間の扱い量は 2 万 6 千～3 万 m³で、原木の内訳は、スギ 38%・ヒノキ 31%・マツ 27%・その他 4%と、マツの扱いが比較的多いのが特徴である。

買い方は、県内を中心に九州方面からの引き合いも多い。

今回の SGEC 事業体認定への取組は、地元広島県太田川流域を中心に SGEC 森林認証材の普及を目指して活動する「太田川流域 SGEC ネットワーク」に加入し、原木市場として、流域の SGEC 認証材の適正な分別・表示と流通の一翼を担おうとのものである。

【広島林産中市協同組合概要】

創 立：昭和 51 年 2 月

組合員：47 名

土場面積：13,000 m²

保有機械：ホイールローダ 2 台、
フォークリフト 5 台

従業員：8 名

売上実績：(19 年度) 約 3 億 7 千万円 29,522 m³
スギ 38%、ヒノキ 31%、マツ 27%、その他 4%

5. 分別・表示管理体制

広島林産中市協同組合では、認証林産物を扱うに際して「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「認証林産物の管理計画」、「認証林産物の分別・表示管理体制」を定め、「S G E C 森林認証された森林から生産された認証林産物と、非認証の他の林産物が受入、保管、販売、出荷の各段階で混在しないよう、分別・表示管理を担当する管理責任者を設置し、管理体制を確立するとともに、専用伝票など、帳票類を作成・保存して情報の開示、及び、認証林産物の普及・PR に努める」こととし、分別・表示管理の計画と体制を整えていることを確認した。

【主な確認資料】

- ・ 広島林産中市協同組合概要
- ・ 広島林産中市協同組合組織図
- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の管理計画書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理体制
- ・ 認証林産物の分別・表示管理方法及び認証材置き場配置図
- ・ 市売実績表

II. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 広島林産中市協同組合の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、水野邦彦の3名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成19年10月30日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

平成19年12月14日／書類確認及び現地確認

(場 所)

広島林産中市協同組合事務所および土場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会審査員	児島 裕
同 専門審査員	水野邦彦

(出席者)

広島林産中市協同組合	理事長	鈴木 博
同	専務理事	徳田則行
同	総務課長	佐々木勝也
太田川 SGEC ネットワーク	会 長	安田 孝

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 同組合事務所において事業の概要、現行の原料の受入、選別、保管、出荷における木材の流れ、および受け入れ・管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・加工、出荷管理計画、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 同組合土場において、認証材降ろし場及び置き場の設置状況を確認した。
4. SGEC 分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を行い、遵守意志を確認した。

【審査判定】

平成 19 年 12 月 17 日／審査委員会

「認定審査」に基づいた審査結果を審査委員に報告し、審査判定を行った。

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)林木育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、入荷・出荷管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 広島林産中市協同組合の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、「広島林産中市協同組合審査判定表」の 10 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいた「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、広島林産中市協同組合は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

【向上目標】

1. 認証林産物の分別・表示管理の徹底を図るため、関係職員に対し、分別・表示管理に関する十分な教育・研修を図ること。
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である
持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

広島林産中市協同組合（広島県山県郡安芸太田町）は、広島県西部地区の素材生産業者で組織する協同組合営の原木市場であり、昭和 51 年に開設されて以来、年間 2 万 6 千～3 万 m³の原木を取扱、広島県内において、相場を確立する市売市場の一つとして重要な地位を占めている事業体である。

1-2 / 妥当である
経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

「事業報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である
認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

集荷エリアを広島県北西部とし、マツ・スギ・ヒノキを中心とした地域材を主体に扱っている事業体であり、SGEC 認定事業体としての事業目的及び内容を兼ね備えている。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

原木市場として、県内で活動している「太田川流域 SGEC ネットワーク」の会員とは、古くから取引関係にあり、今回の SGEC 事業体認定への取組は、「太田川流域 SGEC ネットワーク」に加入し、原木市場として、流域の SGEC 認証材の適正な分別・表示と普及・PR、流通の一翼を担おうとのものである。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

「太田川流域 SGEC ネットワーク」の会員となり、合法性と持続可能性を兼ね備えた森林認証材の PR と販路拡大に意欲を持って取り組んでいる。

基準 3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、受入、選木、保管、出荷の各段階を想定した「認証林産物の管理計画書」を作成している。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

広島林産中市協同組合は、13,000 m²を超える土場を確保しており、分別・表示のためには十分な広さを備えている。「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「認証林産物の管理計画」、「認証林産物の分別・表示管理体制」を定め、「SGEC 森林認証された森林から生産された認証林産物と、非認証の他の林産物が受入、保管、販売、出荷の各段階で混在しないよう、分別・表示管理を担当する管理責任者を設置し、管理体制を確立するとともに、専用伝票など、帳票類を作成・保存して情報の開示、及び、認証林産物の普及・PR に努める」こととし、分別・表示管理の徹底及び管理体制が整えられていることを確認した。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

全社的に分別・表示管理を担当する認証林産物管理責任者及び、各部門の現場管理担当者を配置し、職場内での移動や新規採用者があった場合は、SGEC 森林認証や認証林産物について教育研修を必ず行うこととしている。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は、電算処理され、適正に管理・保管されていることを確認した。

認定後は、認証林産物と非認証林産物とのコード番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、原料及び製品などについて定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を最低5年間は保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。